

携帯電話上限契約台数に関する TCA自主基準の取組みについて

2025年11月4日
一般社団法人電気通信事業者協会

1. 携帯電話上限契約台数に関するTCA自主基準の取組みについて

音声SIMに関する上限契約台数の設定

- 振込詐欺の被害防止対策取組みとして、2009年1月に自主基準を策定
- 同一名義での大量不正契約の防止を図るため、TCA自主基準として、**個人契約における音声SIMの上限契約回線数を原則5台に制限**
- お客様より5台を超えるご利用要望があった場合、使用用途やお客様のご事情等を個別確認のうえ、例外的に契約を認める等の運用を実施
- 上限契約台数に関するお客様苦情等は届いておらず、現状適切に運用がされていると認識

データSIMに関する上限契約台数の設定

- SMS付データSIMの犯罪悪用については、TCAとしても課題と認識
- データSIMについては、現状MNO各社にて契約台数制限の運用を実施
- データSIMについては、原則音声SIMと同一方法による本人確認を行う自主的取組みを実施しているが、MNO各社の現状運用も参考に、**SMS付データSIMに関するさらなる自主的取組みの在り方を検討中**

2. (参考)TCA報道発表 (2009年1月)

振り込め詐欺の被害防止対策の取り組みについて

2009年1月15日

社団法人 電気通信事業者協会
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
KDDI株式会社
ソフトバンクモバイル株式会社
株式会社ウィルコム
イー・モバイル株式会社
ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社

社団法人電気通信事業者協会の関連会員の各社は、振り込め詐欺の被害が再び増加し、社会問題化していることを踏まえ、携帯電話・PHSの不正契約の防止強化について、下記の取り組みを進めて参ります。

1. 個人契約の利用料金の支払い方法の制限による本人確認の強化

携帯電話・PHS事業者は、2009年2月より、本人確認の強化策として、利用料金の支払方法を、原則としてクレジットカード払い及び銀行口座引落としのいずれかに限定し、店頭でクレジットカード及びキャッシュカードを確認させていただきます。

2. 本人確認が行えない回線の契約者情報を携帯電話・PHS事業者間で共有することによる審査強化

携帯電話・PHS事業者は、2009年春より、携帯電話不正利用防止法に基づき、警察から本人確認の求めのあった回線について、本人確認に応じて頂けずに利用停止となった回線に関する契約者の情報を事業者間で共有し、審査強化に活用致します。

3. 個人契約の契約回線数の制限による大量不正契約の防止

携帯電話・PHS事業者は、同一名義での大量不正契約の防止を図るため、原則として、個人契約の契約回線数を5回線までに制限させていただきます。現在、回線数の制限を行っていない事業者については、準備が整い次第、順次実施する予定です。

https://www.tca.or.jp/press_release/2009/0115_289.html